

東京都水道局工事等成績評定苦情審査委員会運営要領

平成 18 年 4 月 1 日施行
(17 水建技管第 234 号)
平成 19 年 12 月 25 日改正
(19 水建技管第 206 号)
平成 20 年 10 月 27 日改正
(20 水建技管第 134 号)
平成 23 年 12 月 5 日改正
(23 水建技管第 151 号)
平成 31 年 3 月 26 日改正
(30 水建技管第 563 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東京都水道局工事等成績評定苦情審査委員会要綱第 10 条の規定に基づき東京都水道局工事等成績評定苦情審査委員会（以下「局委員会」という。）の運営その他手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(局委員会の開催等)

第 2 条 局委員会は、当該工事又は当該設計等委託を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）から依頼があったときに、随時開催するものとする。

2 局委員会の事務局は、建設部技術管理課（以下「局委員会事務局」という。）に置く。

(審査依頼手続)

第 3 条 工事主管課長は、苦情申立者から苦情申立書が提出されたときは、遅滞なく議案を作成し、関係資料を添付の上、別記様式 1（東京都水道局工事等成績評定苦情審査委員会付議依頼書）を局委員会開催日の 7 日前までに局委員会事務局に提出しなければならないものとする。

2 工事主管課長は、前項の規定により別記様式 1 を提出しようとするときは、委員会の円滑かつ効率的な調査審議を図るため、あらかじめ建設部技術管理課長に協議し、技術管理課長は協議を受けた局委員会の開催日を調整しなければならないものとする。

(議案の作成等)

第 4 条 議案の作成等は、次のように行う。

- 一 議案の様式は、別記様式 2 のとおりとする。
- 二 議案の作成に当たっては、簡潔、明瞭に作成するものとする。
なお、複雑な事項については、要点を箇条書きにするなどわかりやすく整理するものとする。

三 議案の説明は、原則として工事主管課長が行うものとする。

(苦情申立者への回答)

第5条 通知者は、別記様式3により、当該苦情申立者へ回答するものとする。

(回答書の送付)

第6条 通知者は、前条の規定により回答を行ったときは、回答書の写し及び当該苦情に関する一連の資料を添えて、局委員会事務局へ送付するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月25日付19水建技管第206号)

この要領は、平成20年1月1日から適用する。

附 則 (平成20年10月27日付20水建技管第134号)

この要領は、平成20年11月4日から適用する。

附 則 (平成23年12月5日付23水建技管第151号)

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日付30水建技管第563号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。